

個人市民税の寄附金控除対象となる団体（みどり市条例指定団体）

寄附金等の区分	主たる事務所の所在地	法人
条例第34条の7第1項第2号に掲げる寄附金	埼玉県さいたま市	独立行政法人 水資源機構
条例第34条の7第1項第6号に掲げる寄附金	みどり市	学校法人 桐丘学園
		学校法人 南光寺学園
		学校法人 マイトリー学園
条例第34条の7第1項第7号に掲げる寄附金	桐生市	社会福祉法人 広済会
		社会福祉法人 三和会
	みどり市	社会福祉法人 あおぞら会
		社会福祉法人 あざ美会
		社会福祉法人 柏
		社会福祉法人 希望の家
		社会福祉法人 ことぶき会
		社会福祉法人 清鳳会
		社会福祉法人 チハヤ会
		社会福祉法人 桃蹊会
		社会福祉法人 美幸会
		社会福祉法人 みどり市社会福祉協議会
		社会福祉法人 麦の芽会